

鳥取市まちなかビジネス共創スクエアの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取市長 深澤義彦

### 鳥取市規則第34号

#### 鳥取市まちなかビジネス共創スクエアの設置及び管理に関する条例施行規則

##### (目的)

第1条 この規則は、鳥取市まちなかビジネス共創スクエアの設置及び管理に関する条例（令和8年鳥取市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

##### (休館日及び開館時間)

第2条 鳥取市まちなかビジネス共創スクエア（以下「共創スクエア」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

休館日	鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日
開館時間	午前9時から午後6時まで

##### (使用の許可の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定により、共創スクエアの使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鳥取市まちなかビジネス共創スクエア使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、コワーキングス

ペースをイベントのために使用する場合は、使用しようとする日の6週間前までに、当該申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について、必要な書類を添付させることができる。

(使用の許可)

第4条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、使用の可否を決定し、鳥取市まちなかビジネス共創スクエア使用許可書（様式第2号）又は鳥取市まちなかビジネス共創スクエア使用不許可通知書（様式第3号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(設備・器具の使用料)

第5条 条例別表に規定する設備・器具の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第6条 条例第7条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、共創スクエアの使用許可申請と同時に、鳥取市まちなかビジネス共創スクエア使用料減免申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(使用料の返還)

第7条 条例第8条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、鳥取市まちなかビジネス共創スクエア使用料返還請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(施設、設備、器具等の毀損又は滅失の届出)

第8条 共創スクエアの施設、設備、器具等を毀損し、又は滅失した者は、直ちにその理由を付して、毀損（滅失）届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

(委任)

第9条 この規則で定めるもののほか、共創スクエアの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 共創スクエアの事業の実施について必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別表（第5条関係）

区分	使用料
映像設備	1時間につき 300円
音響設備	1時間につき 200円

様式第1号（第3条関係）

鳥取市まちなかビジネス共創スクエア使用許可申請書

鳥取市長 宛て

申請年月日 年 月 日

団体名  
申請者 住所  
氏名

(TEL - - )

下記のとおり使用したいので許可されるよう申請します。

記

使用日時	自 年 月 日(曜日)	午前 後 時 分				
	至 年 月 日(曜日)	午前 後 時 分				
使用目的						
使用責任者	氏名	TEL - -				
	住所					
使用施設 ※使用したい施設の欄に○を付けて下さい。 ※コワーキングスペースのイベント利用、半個室、固定席、及び事務室の使用を申請する場合は、使用人数をご記入ください。	コワーキングスペース		半個室 (No. ) ※月額利用のみ	固定席 (No. ) ※月額利用のみ	事務室 (No. ) ※月額利用のみ	ロッカー ※月額利用のみ ※1社につき1個のみ
	仕事利用	イベント利用				
	1日・月額					
		人	人	人	人	
映像設備	使用する (スクリーン・プロジェクター・カメラ・ライト)				使用しない	
音響設備	使用する (マイク・スピーカー)				使用しない	
備考						

注1 使用時間には準備及び撤去の時間を含みます。

2 暴力団の利益となる使用を制限するため、使用の許可の決定に当たり、暴力団員による使用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。許可をした後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可を取り消します。

様式第2号(第4条関係)

鳥取市まちなかビジネス共創スクエア使用許可書

申請年月日 年 月 日

団体名  
申請者 住所  
氏名

(TEL - - )

上記の日付で申請のありました鳥取市まちなかビジネス共創スクエアの使用について、下記のとおり許可します。

記

使用日時	自 年 月 日(曜日)		午前 後 時 分	至 年 月 日(曜日)		午前 後 時 分
使用目的						
使用責任者	氏名	TEL - -				
	住所					
使用施設	コワーキングスペース		半個室 (No. )	固定席 (No. )	事務室 (No. )	ロッカー ※月額利用のみ ※1社につき1個のみ
	仕事利用	イベント利用				
	1日・月額					
映像設備	使用する(スクリーン・プロジェクター・カメラ・ライト)					使用しない
音響設備	使用する(マイク・スピーカー)					使用しない
使用料	使用料 計 _____ 円…①		減免率 100分の _____ ②	合計 (①×②) _____ 円		
	(内訳) _____ 円					
	_____ 円					
備考						

様式第3号(第4条関係)

鳥取市まちなかビジネス共創スクエア使用不許可通知書

申請年月日 年 月 日

団体名  
申請者 住所  
氏名

(TEL - - )

上記の日付で申請のありました鳥取市まちなかビジネス共創スクエアの使用について、下記の理由により不許可とします。

記

使用日時	自 年 月 日(曜日)		午前 後	時 分		
	至 年 月 日(曜日)		午前 後	時 分		
使用目的						
使用責任者	氏名	TEL - -				
	住所					
使用施設	コワーキングスペース		半個室 (No. )	固定席 (No. )	事務室 (No. )	ロッカー ※月額利用のみ ※1社につき 1個のみ
	仕事利用	イベント 利用				
	1日・月額					
映像設備	使用する(スクリーン・プロジェクター・カメラ・ライト)				使用しない	
音響設備	使用する(マイク・スピーカー)				使用しない	
不許可理由						
備考						

年 月 日

鳥取市長

印

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取市を被告として(訴訟において鳥取市を代表する者は鳥取市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 4 号(第 6 条関係)

鳥取市まちなかビジネス共創スクエア使用料減免申請書

年 月 日

鳥取市長 様

団体名  
申請者 住 所  
氏 名  
(TEL - - )

鳥取市まちなかビジネス共創スクエアの設置及び管理に関する条例第 7 条の規定により共創スクエアの使用料の減免を申請します。

記

使用目的	
使用年月日	年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで
使用時間	時 分から 時 分まで
使用場所	コワーキングスペース、半個室(No. )、固定席(No. )、事務室(No. )
映像設備	使用する(スクリーン・プロジェクター・カメラ・ライト) 使用しない
音響設備	使用する(マイク・スピーカー) 使用しない
減免理由	

鳥取市まちなかビジネス共創スクエア使用料返還請求書

年 月 日

鳥取市長 様

団体名  
申請者 住 所  
氏 名  
(TEL - - )

下記のとおり、鳥取市まちなかビジネス共創スクエアの設置及び管理に関する条例第8条ただし書の規定により、既納使用料の返還を請求します。

記

使用許可年月日 指 令 番 号	年 月 日 第 号
既納使用料の 納 入 年 月 日	年 月 日
理 由	
※決定	調 定 済 額 円
	返 還 額 円
	返還後の調定額 円

注) ※印欄は、記入しないこと。

毀損（滅失）届

年 月 日

鳥取市長 様

団体名  
申請者 住 所  
氏 名

(TEL - - )

次のとおり、毀損（滅失）したので届けます。この損害については、鳥取市まちなかビジネス共創スクエアの設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定により、指示された方法により賠償します。

記

毀損（滅失）したとき	毀損（滅失） 箇所（物件）	数量	毀損（滅失）の理由及び 内容又は程度
年 月 日 時 分			
年 月 日 時 分			
年 月 日 時 分			